

【当日追加】

参考資料 2

南相馬市附属機関設置条例

平成18年1月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に特別の定めがあるものを除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項の附属機関の担任する事項は、それぞれ別表担任する事項の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員は、それぞれ別表定数の欄に掲げる定数に応じ学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(会長)

第4条 附属機関にそれぞれ会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げるとおりとし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 附属機関は、会長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 附属機関の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第243号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成18年条例第258号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第4号抄）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第20号）

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年条例第61号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（南相馬市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際現に改正前の南相馬市附属機関設置条例第3条の規定により委嘱又は任命されている南相馬市立病院等運営審議会の委員は、改正後の南相馬市附属機関設置条例第3条の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成24年3月28日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南相馬市条例第43号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成24年12月20日条例第41号抄）

（施行期日）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の施行の日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により、この条例の施行の際現に改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合には、第1条の規定による改正後の南相馬市附属機関設置条例別表、第2条の規定による改正後の南相馬市職員の職務に専念する義務の特例

に関する条例第1条、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第1条及び別表、第4条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第5条及び別表、第5条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第6条の規定による改正後の南相馬市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の南相馬市附属機関設置条例別表、第2条の規定による改正前の南相馬市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第1条、第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例第1条及び別表、第4条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第5条及び別表、第5条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第6条の規定による改正前の南相馬市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成30年9月28日条例第36号抄）

（施行期日）

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金のうち就職準備の資金の貸付けに関する規定、附則第3項、附則第9項及び附則第10項の規定は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

名称	担任する事項	定数	任期
南相馬市総合計画審議会	基本構想（南相馬市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。）及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定に基づく市町村計画に関する事項について審議すること。	20人	2年
南相馬市特別職報酬等審議会	議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長、教育長及び固定資産評価員の給料の額について審議すること。	10人	当該諮問に係る審議の期間
南相馬市水資源対策審議会	市の水資源及び地盤沈下対策に関する基本的事項その他の重要事項を調査審議すること。	15人	2年
南相馬市行政改革審議会	市の行政機構の改革及び事務改善に関する事項について調査審議すること。	15人	2年
南相馬市営墓地設置審議会	墓地設置、施設その他重要事項を審議すること。	12人	2年
南相馬市環境審議会	環境の保全に関する基本的事項その他の重要な事項を調査審議すること。	15人	2年
南相馬市子ども・子育て審議会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務	15人以内	2年

	を処理すること。		
南相馬市工場誘致審議会	工場誘致に関する計画その他の重要事項を調査審議すること。	6人	2年
南相馬市水道審議会	水道事業の施設及び運営計画の調整並びにその実施に関する必要な調査審議をすること。	10人	2年
南相馬市下水道運営審議会	下水道事業及び農業集落排水事業の運営に関する事項を審議すること。	10人	1年
南相馬市みらい育成修学資金審査会	南相馬市みらい育成修学資金条例（平成30年南相馬市条例第36号）による修学資金の貸付け及び給付に関する事項を審査すること。	10人以内	当該諮問に係る審議の期間
南相馬市立博物館美術品等購入選定委員会	博物館の収蔵及び展示資料購入の選定に関して調査審議すること。	20人以内	定めなし
南相馬市立病院運営審議会	市立病院の機能と運営の合理化に関し、特に必要な事項を審議すること。	12人	2年

南相馬市附属機関に関する規則

平成18年1月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例による附属機関の運営に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の庶務)

第2条 附属機関の庶務は、別表に掲げる機関において処理する。

(諮問及び答申)

第3条 附属機関に対する市長の諮問及び市長に対する附属機関の答申は、文書によりこれを行うものとする。

(参集)

第4条 委員は、招集の通知により指定された日時に参集しなければならない。

2 委員の選任後最初に行われる会議は、市長が招集する。

(欠席の届出)

第5条 委員は、病気その他の事故により出席できないときは、その理由を付し、開議時刻までに会長に届け出なければならない。

(会議の開閉)

第6条 会長は、会議の議長となり、開会、休憩、延会又は閉会を宣告する。

2 会長が開会を宣告する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣告した後は、何人も会議について発言することができない。

(日程の決定)

第7条 会長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等の会議日程を定め、会議を始める前にこれを報告しなければならない。

(議題の宣告)

第8条 会長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(発言)

第9条 委員は、議題について自由に質疑をし、又は意見を述べることができる。

2 会議の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。

(分科会等)

第10条 附属機関は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(表決)

第11条 会長は、議題の質疑及び討論が終わったときは、表決に付する。

2 表決のとき、現に会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(会議録)

第12条 会長は、書記に会議録を作成させ、会長が指名した2人以上の出席委員とともに署名しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第18号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第39号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月28日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の名称	庶務を処理する機関
南相馬市総合計画審議会	企画担当課
南相馬市特別職報酬等審議会	人事担当課
南相馬市水資源対策審議会	企画担当課
南相馬市行政改革審議会	企画担当課
南相馬市営墓地設置審議会	環境担当課
南相馬市環境審議会	環境担当課
南相馬市子ども・子育て審議会	子育て支援担当課
南相馬市工場誘致審議会	商工担当課
南相馬市水道審議会	水道担当課
南相馬市下水道運営審議会	下水道担当課
南相馬市みらい育成修学資金審査会	教育委員会事務局総務担当課
南相馬市立博物館美術品等購入選定委員会	教育委員会事務局博物館担当課
南相馬市立病院運営審議会	総合病院事務担当課